

令和 7 年度

名古屋市農業施策等に関する意見書

名古屋市農業委員会

令和7年度名古屋市農業施策等に関する意見書

昨今の農業を取り巻く環境は、世界的な穀物需要の増加やエネルギー価格の上昇に加え、ロシアとウクライナの軍事衝突などの影響により、化学肥料価格が急騰し、農作物の生産コストが増大している。ここ数年、農業経営はコスト高の一方、農産物の販売価格は以前と変わらないため農業者には厳しい現状が続いている。

名古屋市においても同様の問題を抱えており、コスト高による農作物の生産性の低下に加え、農家の高齢化や担い手不足などに直面している。

また、市街化区域の農地は減少し、市街化調整区域の農地は耕作放棄され、荒廃が進んでいる。

このような現状を踏まえ、名古屋市農業委員会は、直面する農業の課題に取り組んでいるところである。

したがって、農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定に基づき、農地等の利用の最適化を効率的かつ効果的に実施するために必要な施策の改善について、意見を提出する。

1 税制について

- ① 相続税の納税猶予を受けている間は、当該期間に対して利子税が加算され、相続税を利子税が上回る場合もある。高額な利子税が払えないため、高齢で営農の継続が困難な状況で、後継者や担い手を確保できないにもかかわらず終身営農しなければならないことから、農家の負担が大きい。

これらのことから、納税猶予制度の条件が厳しいため、農地を手放さざるを得ず、結果として農地の減少を招いているといえる。

したがって、農業経営の基盤となる農地を安心して後継者に引き継げるようにするために、以前のように20年営農を継続することで相続税の納税免除を受けることができる制度にすること。

また、障害や疾病などにより営農が困難な場合においても、相続税の納税免除をうけることができる制度にすること。

- ② 農業用倉庫、農作業用車両のための駐車場などは都市部での営農において必要不可欠であり、このような農業用施設についても納税猶予の対象とすること。
- ③ 上記について、国・県に対して働きかけること。

2 農業基盤の維持・整備について

用排水路などの土地改良区所管の農業用施設は、営農上のみならず、地域の防災面において必要不可欠であり、公共性も高いことから、伊勢湾台風以後の基盤整備事業において整備された用排水路などの老朽化が激しい施設の更新修繕について、引き続き強力で推進するよう努めること。

また、維持管理には莫大な費用がかかるため、引き続き、十分な予算を確保すること。加えて、国や県に予算の増額を要望するだけでなく、国費・県費事業への上乗せ的要素の強い市費についても、新たな独自の予算措置が講じられることを強く要望する。

3 人材育成について

- ① 農家の高齢化が進み、次世代の「農」を担う人材が不足しているため、市民に対して「農」に関わることの魅力を積極的に発信し、多くの方が「農」に関わる機会を増やすこと。
- ② 「農」に関わる機会として、親子や高齢者など、幅広い年齢層を対象とした農業体験、学校における農業体験、農具を実際に扱ってみる講座など、需要を就農に変えられるような幅広い講座、研修を実施すること。
- ③ 次世代の「農」を担う農家の育成においては、県・農協などと協力し、「人材、資材・機械、資金」の支援を行うこと。特に、就農希望者に対しては、栽培技術や農薬安全使用の知識に加え、農産物の販売に至るまでの農業経営のノウハウを、営農している農業者の下で学べる研修制度の充実を図ること。

また、研修生を受け入れる農家（指導農家）を認定する制度などを設け、OJTによる技術取得ができるような仕組みを作ること。

4 地産地消の推進について

- ① あいち伝統野菜を始め、市内で生産される農産物を「なごやさい」として一層ブランド力を強化し、市内外に対して積極的にPRすること。
- ② 農産物直売所だけでなく、公共施設など人の集まる場所での簡易な直売手段の普及などにより、販売チャネルを増やすこと。また、「なごやさい」を活用した商品開発や六次産業化を支援し、幅広く「なごやさい」が活用されるよう取り組むこと。
- ③ 地産地消給食講師の教育機関への派遣事業、農業公園や区役所などでの高校・大学や企業との連携によるイベントや農業体験などについて、なお一層充実した運営を図ること。また、地産地消のイベントの実施にあたっては、市の部局を横断して実施するように努めること。

5 遊休農地の発生防止・解消について

- ① 市内での遊休農地、荒廃農地については、一度荒れてしまうと、その解消のために多大な労力と費用を要する。そうなる前に、中間管理機構や名古屋市農地バンク制度を積極的に活用し、新たな担い手に繋げることに努めること。そこで、平成 30 年度に廃止された荒廃農地などの解消のための交付金制度を再度創設し、受けられるよう国に働きかけること。
- ② 遊休農地となった農地に対して、国・県の補助金だけでなく、使い勝手のよい市独自の補助金制度を創設し、遊休農地解消の取り組みに対する支援を行うこと。

令和 6 年 7 月 1 8 日

名古屋市 長
河村 たかし 様

名古屋市農業委員会
会 長 布目 已佐子